

事務連絡
令和3年7月5日

各〔都道府県
市区町村〕民生主管部（局）・衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室

児童養護施設等入所者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

新型コロナウイルス感染症への対応については、多大な御尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において接種順位に従い実施しているところです。

今般、高齢者以外の方への接種が順次開始されていきますが、接種にあたっては市町村が発行する接種券が必要となることから、下記のとおり、児童養護施設等に入所している者等に接種を行う場合の接種券の取り扱い等をお示しします。入所者等の年齢や基礎疾患の有無によりワクチンの接種時期が異なること等に留意しつつ、円滑な接種を行うことができるよう御協力をお願いいたします。

なお、児童養護施設等入所者等への円滑な予防接種の推進を図るため、児童養護施設等からの相談窓口である自治体の児童福祉部局、障害児支援部局や児童相談所と衛生主管部局とが密に連携しながら接種体制を構築するよう、重ねてお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

(1) 接種を受ける場所

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、原則として、住民票所在地の市町村（住所地）の医療機関や接種会場で接種を受けることとなっている。

児童養護施設等（児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホーム・ファミリーホーム、障害児入所施設、里親、一時保護所をいう。）に入所している又は保護・委託されている者（以下の「入所者等」という。）については、接種の日時を予約した上で個別の医療機関や市町村等が設置する特設会場で接種を受ける形のほか、巡回接種により当該施設内で接種を受ける形も想定される。

(2) 接種スケジュール

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス

ス感染症に係るワクチンの接種について)」(令和3年2月9日新型コロナウイルス感染症対策分科会(第24回)資料)において、医療従事者等への接種の次に高齢者、次いで基礎疾患を有する者(※1)及び高齢者施設等に従事する者(以下「高齢者等」という。)に対し行うこととされている。

医療機関による基礎疾患を有する者の確認については、予診票に設けた質問事項に記載した内容により確認することになるため、診断書等の証明書は必要ない。基礎疾患を有する者については、市町村ごとに接種スケジュール等を設定しているので、接種を受ける市町村の発表を確認すること。

高齢者等以外の者(基礎疾患を有しない児童養護施設等の入所者等を含む。)については、高齢者等への接種の状況を踏まえ、順次接種を行うこととされている。具体的な接種スケジュールは、接種を受ける市町村の発表を参照すること。

(※1) 基礎疾患を有する者(高齢者以外)の範囲(現時点のものであり、今後変更もあり得る。)

(1) 以下の病気や状態で、通院/入院している方

- 1 慢性の呼吸器の病気
- 2 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
- 3 慢性の腎臓病
- 4 慢性の肝臓病(肝硬変等)
- 5 インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気
- 6 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- 7 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
- 8 ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 9 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 10 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- 11 染色体異常
- 12 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- 13 睡眠時無呼吸症候群
- 14 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

(2) 基準(BMI30以上)を満たす肥満の方

2 接種に当たっての留意事項について

(1) 接種の対象年齢について

現在、日本国内では、新型コロナウイルス感染症の予防接種として、ファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンの2種類が接種できるが、ファイザー社ワクチンは接種の日に満12歳以上、武田/モデルナ社ワクチンは接種の日に満18歳以上の者が対象とされている。対象年齢に至っていない者が接種を受けることのないよう注意すること。

なお、使用するワクチンは医療機関や接種会場ごとに異なるため、児童養護施設等の入所者等が接種を受ける際は、接種を受けようとする医療機関等が取り扱っているワクチンの種類を確認した上で接種の予約を行うこと。なお、各医療機関等が取り扱っているワクチンの種類はコロナワクチンナビで確認する

ことができる（3 関係通知等を参照のこと）。

(2)接種券について

- ワクチンの接種に当たって必要な接種券については、住民票のある市町村から住民票記載の住所地に順次送付されることとなっている。また、令和3年度中に接種対象年齢となる者については、誕生日ごとなど、新たに接種対象となった者に対して市町村の発送頻度に沿ったきめ細かな発送を行うこととされている。
 - 入所者等が接種を受けるに当たっては、接種券が必要となる。このため、当該入所者等の入所措置等を行っている児童相談所は、管内市町村の接種スケジュールを把握し、当該入所者等が入所する児童養護施設等の長や里親と適宜連携して、あらかじめ、住民票記載の住所地の家族に対し接種券の送付を依頼しておくなど、接種を行う入所者等の接種券が円滑に受け取れるよう配慮されたいこと。なお、障害児入所施設に契約入所している児童の接種券については、基本的には当該施設と住民票記載の住所地の家族の間で受け取りの調整が行われることが想定されるが、必要な場合には児童相談所も協力されたいこと。
 - 住民票記載の住所地の家族から接種券を送付してもらうことが困難であるなど、住民票記載の住所地に送付される接種券の受け取りが困難である場合は、当該入所者等の入所措置等を行っている児童相談所、児童養護施設等の長又は里親（以下「児童相談所等」という。）から住民票のある市町村に対し、住民票の住所地ではなく、入所者等が入所する各施設等に対して接種券の再送付を依頼する等の対応をされたいこと（※2）。
- (※2) ワクチン接種に際し、住民票のある市町村が発行した接種券に記載された接種者は、原則、住民票のある市町村において接種を行うこととしているが、やむを得ない事情により住民票のある市町村以外の医療機関等において接種を希望する場合は、本人等から、当該医療機関等が所在する市町村に対して事前に住所地外接種の届出を行うことで、住所地外接種を行うことができる。
- また、やむを得ない事情で市町村への届出が困難である者が住所地外接種を希望する場合には、接種を受ける際に医師にその旨の申告を行う事等により、届出を省略することとしている。この点、児童養護施設等に入所している者については「入院・入所者」に該当するため、住所地外接種の届出を省略することができ、接種を受ける際に医師への申告等を行うことで接種を受けることができる。なお、里親委託児童も「入院・入所者」に準ずるものとして同様に取り扱い差し支えない。
- なお、住民票のある市町村からの接種券が受け取れないやむを得ない事情がある場合は、現在居住する児童養護施設等の所在する市町村において接種券の発行を受けることも可能であることから、児童相談所等は、住民票のある市町村や児童養護施設等の所在する市町村とよく相談すること。

(3) 保護者の同意等について

- ワクチンの接種を受ける者が未成年の場合、16歳以上であれば、保護者の同意は必要でなく、本人の同意により接種を受けることが可能であること。
- 12歳以上16歳未満の者が接種する場合は、接種に係る当該入所者等の意思を尊重しつつ、入所者等や保護者が接種の判断ができるよう、ワクチンの効果や副反応について丁寧な情報提供を行い、保護者の同意を得ることが必要となるため、その他の予防接種と同様、児童相談所等は、保護者への電話連絡、同意文書の郵送又は保護者宅への訪問等により、可能な限り保護者から文書による同意を得るよう努めること。
なお、児童相談所等において、予防接種に関し、保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことは差し支えないこと。
- その他、予防接種に係る保護者の同意取得については、「予防接種実施規則第5条の2第2項に基づき行われる児童相談所長等の予防接種に係る同意について」（平成28年3月31日健発0331第24号・雇児発0331第7号・障発0331第14号厚生労働省健康局長・雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知）も参照の上、対応されたい。
- また、被接種者が次に掲げるいずれかに該当する場合であって、それぞれに定める者が、被接種者の保護者の住所又は居所を確認できるものの当該被接種者の保護者と連絡をとることができない等の理由により、保護者の同意の有無を確認することができないときは、当該被接種者の保護者に代わって、それぞれに定める者から予防接種に係る同意を得ることができる。
 - ア 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「里親等」という。）に委託されている場合 当該里親等
 - イ 児童福祉施設に入所している場合 当該児童福祉施設の長
 - ウ 児童相談所に一時保護されている場合 当該児童相談所長
- なお、保護者から同意を取得できたものの、児童福祉施設等と離れた場所に居住している等の理由により、保護者による予診票の接種希望欄への署名が難しい場合は、施設長等により代筆して差し支えないこと。

(4) 接種時の同伴について

- 16歳未満への予防接種を実施する場合は、原則、保護者の同伴が必要とされているが、保護者による同伴が難しい場合には、入所者等の健康状態を普段より熟知する施設の職員等が同伴することも差し支えないこと。
- なお、中学生以上の被接種者に限り、接種医療機関や接種会場が認める場合には、当日の受付時に接種することについての同意を予診票上の保護者自署欄にて確認することによって、保護者の同伴を要しないこととすることができるものとしているため、入所者等の希望等を踏まえつつ、適切に対応されたい。
その際、接種への不相当要件の事実関係等を確認するために接種医療機関か

ら連絡する場合もあることから、予診票の「電話番号」記入欄には、接種を受ける際に必ず連絡のつく緊急連絡先を記入すること。

3 関係通知等

関連通知等については、以下を参照されたい。

- 新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

- コロナワクチンナビ

<https://v-sys.mhlw.go.jp/>

健発0331第24号
雇児発0331第7号
障発0331第14号
平成28年3月31日

改正 健発0331第1号
子発0331第1号
障発0331第4号
令和3年3月31日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省健康局長
(公印省略)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

予防接種実施規則第5条の2第2項に基づき行われる児童相談所長等の予防接種に係る同意について

標記について、予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第62号）が、本年4月1日から施行されることに伴い、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親、児童相談所長又は児童福祉施設の長（以下「児童相談所長等」という。）が予防接種に係る同意を行う場合の運用について、下記のとおりとしたので、御了知の上、貴管内の関係機関に対して周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、この通知においては、令和3年4月1日以後の予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）を「実施規則」と略称する。

また、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添える。

記

1 予防接種に係る同意の原則

予防接種の実施に当たっては、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、被接種者又はその保護者から、事前に理解を得る必要があるため、被接種者又はその保護者から文書による同意を得なければならないとされている（実施規則第5条の2第1項）。

そのため、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童、児童福祉施設に入所している児童又は児童相談所長による一時保護を加えられている児童に対する予防接種に係る同意について、児童相談所長等は、保護者への電話連絡、同意文書の郵送又は保護者宅への訪問等により、可能な限り保護者から文書による同意を得るよう努めること。

なお、接種の機会ごとに保護者の文書による同意を得ることが困難であることが想定される場合には、児童相談所又は児童福祉施設において、保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことは差し支えないこと。

2 被接種者の保護者と連絡をとることができない場合の例

実施規則第5条の2第2項に規定する「当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき」とは、例えば、以下に掲げる場合をいうこと。

（1）定期接種のようにあらかじめ定められた期間に1～数回接種することが予定されている予防接種

ア 1～2か月程度、毎週、保護者へ電話連絡又は同意文書の送付をしても回答がなく、児童相談所等の関係機関や親族等からの協力を得てもなお保護者の同意の有無が確認できない場合

イ 1～2か月程度、複数回、保護者宅への訪問等を行っても、一度も面会ができず、児童相談所等の関係機関や親族等からの協力を得てもなお保護者の同意の有無が確認できない場合

（2）（1）以外の予防接種

ア 1～2週間程度、複数回、保護者へ電話連絡又は同意文書の送付をしても回答がなく、児童相談所等の関係機関や親族等からの協力を得てもなお保護者の同意の有無が確認できない場合

イ 1～2週間程度、複数回、保護者宅への訪問等を行っても、一度も面会ができず、児童相談所等の関係機関や親族等からの協力を得てもなお保護者

の同意の有無が確認できない場合

なお、被接種者の保護者が居住不明である場合は、当該被接種者に対し親権を行う児童相談所長又は児童福祉施設の長が、実施規則第5条の2第1項に基づき文書による同意をすることができること。

また、被接種者の保護者の同意を得るに当たっては、被接種者たる児童の年齢等も勘案した上で、接種に係る当該児童本人の意思を尊重しつつ、保護者の同意を得る又は保護者の同意の有無が確認できないことを確認した上で実施規則第5条の2第2項各号に定める者が同意を行うよう努めること。

また、被接種者の保護者が、予防接種の実施に対して反対している場合は、保護者の同意の有無が確認できない場合に該当せず、児童相談所長等が保護者に代わって同意をすることができないこと。ただし、虐待又は悪意の遺棄があるときその他保護者による親権の行使が困難又は不相当であることにより児童又は児童以外の満20歳未満に満たない者の利益を害する場合は、当該保護者について親権喪失又は親権停止の対象となり得るため、児童相談所長が、親権喪失又は親権停止の申立てと併せて、保全処分の申立てをし、親権者の職務執行停止及び職務代行者の選任の手続をとることにより、職務代行者たる児童相談所長が同意をすることが可能であること。

【参照条文】

○ 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～6（略）

7 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

（市町村長が行う予防接種）

第五条 市町村長は、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長（特別区及び地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（第十条において「保健所を設置する市」という。）にあっては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する疾病のうち政令で定めるものについて、当該疾病の発生状況等を勘案して、当該都道府県の区域のうち当該疾病に係る予防接種を行う必要がないと認められる区域を指定することができる。

- 3 前項の規定による指定があったときは、その区域の全部が当該指定に係る区域に含まれる市町村の長は、第一項の規定にかかわらず、当該指定に係る疾病について予防接種を行うことを要しない。

(臨時に行う予防接種)

第六条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

- 3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

(予防接種を行ってはならない場合)

第七条 市町村長又は都道府県知事は、第五条第一項又は前条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行うに当たっては、当該予防接種を受けようとする者について、厚生労働省令で定める方法により健康状態を調べ、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生労働省令で定めるものに該当すると認めるときは、その者に対して当該予防接種を行ってはならない。

附 則

(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例)

第七条 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチン(その有効性及び安全性に関する情報その他の情報に鑑み、厚生労働省令で定めるものに限る。)を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよ

う指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

2 前項の規定による予防接種は、第六条第一項の規定による予防接種とみなして、この法律（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、第十三条第四項中「含む。）」とあるのは「含む。）又は同法第十九条の二第一項の承認を受けているもの（当該承認を受けようとするものを含む。）が同条第三項の規定により選任したもの」と、第十六条第一項中「A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））であるものに限る。）」と、第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

3～5 （略）

○ 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）（抄）

（予防接種の対象者から除かれる者）

第二条 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号。以下「令」という。）第一条の三第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- 二 明らかな発熱を呈している者
- 三 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- 四 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- 五 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- 六 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- 七 B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- 八 ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既

- 往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- 九 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る法第五条第一項の規定による予防接種を受けたことのある者
- 十 第二号から第六号まで及び第八号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

○ 予防接種実施規則（昭和三十二年厚生省令第二十七号）（抄）

（健康状態を診断する方法）

第四条 法第七条に規定する厚生労働省令で定める方法は、問診、検温及び診察とする。

（説明と同意の取得）

第五条の二 予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。

2 被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、それぞれ当該各号に定める者が当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき（保護者のあるときに限る。）は、当該被接種者の保護者に代わつて、それぞれ当該各号に定める者が前項の同意をすることができる。

一 児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親（以下この号において「里親等」という。）に委託されている場合 当該里親等

二 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（以下この号において「児童福祉施設」という。）に入所している場合 当該児童福祉施設の長

三 児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定により児童相談所長による一時保護が加えられている場合 当該児童相談所長

○ 児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）（抄）

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得

なければならない。

2 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

3・4 (略)

第三十三条の七 児童等の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

2 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

3 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

4・5 (略)

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（親権喪失の審判）

第八百三十四条 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、

この限りでない。

(親権停止の審判)

第八百三十四条の二 父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができる。

2 (略)

○ **家事事件手続法（平成二十三年五月二十五日法律第五十二号）（抄）**

(親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判事件を本案とする保全処分)

第七十四条 家庭裁判所（第二百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所。以下この条及び次条において同じ。）は、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の申立てがあつた場合において、子の利益のため必要があると認めるときは、当該申立てをした者の申立てにより、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、親権者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

2～4 (略)